

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び 無利子奨学金の拡充を求める意見書

国の現行奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国公立大学、私立大学とも入学金、授業料が高止まりしていることなどが背景となって、平成28年度の奨学金受給率は大学生全体の約4割に達し、依然、増加傾向にある。そうした中で卒業後の収入が非正規雇用などによって安定せず、奨学金の返済に悩んでいる人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設に向け検討することを盛り込んだ。

よって政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、各種奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年度を目途に「給付型奨学金」を創設すること。
- 2 現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げることにより、希望するすべての学生への無利子奨学金の貸与をめざし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、平成29年度からの円滑な導入を図り、既卒者への適用など、利便性の向上に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

豊田市議会